

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 教育委員会

- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則
- 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則
- 県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 自然の家管理規則の一部を改正する規則
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 事務職員等研修規程の一部を改正する訓令
- 平成十七年宮城県教育委員会告示第十一号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県規則第七十七号) 第四条第一項の規定に基づく告示)の一部改正

ページ

一 一 二 四 四 五 六 七 七 九 九 一 一

## 教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

### ○宮城県教育委員会規則第一号

#### 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「市町村」の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)を含む。次号並びに別記第六号様式、別記第十七号様式から別記第二十七号様式まで及び別記第二十八号様式から別記第三十七号様式までにおいて同じ。)」を加える。

別記第六号様式備考中「**世帯の世帯主**」を「**世帯の世帯主**」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

### ○宮城県教育委員会規則第二号

#### 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二十条第四項を削る。

第二十七条の表に次のように加える。

宮城県立利府支援学校 塩釜校

塩竈市

第三十九条に後段として次のように加える。

この場合において、別表第一第一号中「又は社会教育主事」とあるのは、「社会教育主事又は司

書」と、同表第二号中「技術職員」とあるのは「技術職員又は学芸員」と読み替えるものとする。  
別表第一第一号中「事務職員」の下に「指導主事又は社会教育主事」を加える。

別表第三の表中	宮城県宮城野原 公園総合運動場 (宮城県球技及び 駐車場以外の施 設)	仙台市 宮城県スポーツ 振興財団・ミズ ノグループ	同	を
---------	---	------------------------------------	---	---

宮城県宮城野原 公園総合運動場 (宮城県球技及び 駐車場以外の施 設)	仙台市	公益財団法人仙 台市スポーツ振 興事業団	同	に、
---	-----	----------------------------	---	----

宮城県仙南総合 プール	柴田郡柴田 町	陽光セントラル 共同企業体	同	を
----------------	------------	------------------	---	---

宮城県仙南総合 プール	柴田郡柴田 町	セントラルスポ ーツ株式会社	同	に改める。
----------------	------------	-------------------	---	-------

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第三号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改  
正する。

第二条の二中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六  
十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。」を加える。  
第八条中「免許状を上進する場合、」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「在職年数を有する者」  
の下に「又は免許法別表第八に定める最低在職年数に加えて授与を受けようとする免許状の種類に  
じた在職年数を有する者」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三 免許法別表第八により免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は、次の  
表の定めるところによる。

一 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得 単位数
一	教職に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 保育内容の指導法	三
三		三

二 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得 単位数
一	教職に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法	十
二	道徳の指導法 生徒指導、教育相談及 び進路指導等に関する 科目	七

三 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を取得する場合

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得 単位数
一	教職に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法	七
二	生徒指導、教育相談及び進路指導 等に関する科目	七

四 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭一種免許状を取得する場合

二	一	五	七	一	二	六	九
---	---	---	---	---	---	---	---

在職年数

最低修得単位数に含める科目別最低単位数

最低修得単位数

三	二	一	五	五	七	一	一	二	一	二	七	八	十一
教科に関する科目		教職に関する科目		各教科の指導法		教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教科又は教職に関する科目		最低修得単位数	

五 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数

最低修得単位数に含める科目別最低単位数

最低修得単位数

二	一	一	一	一	一	二	三	五	六		
教科に関する科目		教育課程及び指導法に関する科目		各教科の指導法		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教科又は教職に関する科目		最低修得単位数	

六 中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数

最低修得単位数に含める科目別最低単位数

最低修得単位数

二	一	一	一	一	二	四	六	六	九		
教科に関する科目		教職に関する科目		各教科の指導法		教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教科又は教職に関する科目	

第三十二条中「再交付又は」を「若しくは再交付の申請をする者」に改め、「検定を受けようとする者」の下に「又は授与についての証明書の交付を請求する者」を加える。  
様式第二十号を次のように改める。



様式第一号中「続柄」を「続柄等」に改め、同様式(裏面)中「続柄」を「続柄等」

に改める。  
「第2条の2第3号」や「第2条の3第3号」は、「第2条の2第2号」や「第2条の3第2号」に改める。

様式第一号の2中「第3条第4号(第11条第5号)」や「第3条第5号(第11条第6号)」に改める。

様式第三号中「 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消を含む)」を

「 育児休業等に係る子と離縁した

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

に改める。

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

様式第四号及び様式第五号中「続柄」を「続柄等」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の職員評価に関する規則(平成十八年宮城県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第一条中「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)附則第三条第一項の規定に基づき、なお従前の例により」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十二号。以下「法」という。)(第二十三条の二の規定に基づき)」に、「勤務成績の評定(以下「職員評価」という。)」を「人事評価」に、「を自ら評価し、及び」を「及び職務遂行における資質及び能力について自ら申告し、並びに」に改める。

第二条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条柱書中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条第一号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第三条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条中「職員評価を実施する基準日」を「人事評価を実施する最終評価の基準日」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第六条中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条の表中

校長以外の職員	職員が所属する学校の校長	教育長
---------	--------------	-----

を

副校長、教頭及び事務部(室)長	職員が所属する学校の校長、副校長、教頭及び事務部(室)長	職員が所属する学校の校長	教育長
-----------------	------------------------------	--------------	-----

に改める。

第七条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条第一項を次のように改める。

人事評価は、職員が自ら職務上の目標(以下「自己目標」という。)を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者とその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者とその評価を行う資質能力育成評価とする。

第七条第四項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の自己評価」を「第二項の自己申告」に、「評価票」を「評価シート」に、「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「設定及び自己評価」を「設定及び自己申告」に、「自己評価を行う」を「最終評価に際しての自己申告を行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、教育長が別に定める評価シート(以下「評価シート」という。)により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。

第八条の見出しを「評価結果の報告」に改め、同条中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第九条第一項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人事評価(条件付採用評価を除く。)の結果は、教育長が別に定めるところにより、当

該評価に係る職員に対して開示するものとする。  
 第九条第二項を削る。  
 第十条中「前条第二項」を「前条ただし書」に、「提供」を「開示」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。

第十一条中「職員評価」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第一条中「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第十五条の規定に基づき、なお従前の例により」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十四条の規定に基づき」に、「勤務成績の評定（以下「職員評価」という。）」を「人事評価」に、「自ら評価し、及び」を「及び職務遂行における資質や能力について自ら申告し、並びに」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第三条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条中「職員評価を実施する基準日」を「人事評価を実施する最終評価の基準日」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第六条中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条の表中

「	校長以外の職員	職員	の所属する学校の	市町村教育長	」
を					

「	副校長及び教頭	職員	の所属する学校の	市町村教育長	」
---	---------	----	----------	--------	---

校長、副校長及び 教頭以外の職員	職員	の所属する学校の	市町村教育長
副校長及び教頭	職員	の所属する学校の	市町村教育長

第七条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条第一項を次のように改める。

人事評価は、職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。

第七条第四項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の自己評価」を「第二項の自己申告」に、「評価票」を「評価シート」に、「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「設定及び自己評価」を「設定及び自己申告」に、「自己評価を行う」を「最終評価に際しての自己申告を行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

第七条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、県教育長が別に定める評価シート（以下「評価シート」という。）により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。

第八条の見出しを「評価結果の報告」に改め、同条中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第九条第一項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人事評価（条件付採用評価を除く。）の結果は、県教育長が別に定めるところにより、当該評価に係る職員に対して開示するものとする。

第九条第二項を削る。

第十条中「前条第二項」を「前条ただし書」に、「提供」を「開示」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。

第十一条を削る。

第十二条中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第九号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成二十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十号

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。  
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条、第4条関係)

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日		年 月 日
宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印)		
申請者 所 属		(所属コード)
職		
氏 名		印(職員番号)
下記のとおり 配偶者同行休業の承認 期 間 の 延 長 を申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入) <input type="checkbox"/> 再度の延長(2、3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	( )
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の 継 続 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)		
4 申請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	(うち期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間) 年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。  
 ② 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。  
 ③ 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。  
 ④ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。  
 ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
決裁年月日	年 月 日	職    氏 名 印	
決 裁 欄			

職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 不認定 不要



附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の通学区区域に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は卒業した中学校の校長の副申書及び」を「若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、」に改め、同項第二号中「及び学年又は卒業した中学校」を「若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月」に改め、同項第四号中「に通学しなければならない」を「への就学を必要とする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十二号

自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

自然の家条例の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十四号）の施行期日は、平成二十九年六月一日とする。

自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十三号

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。  
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。



附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第1号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県教育委員会

教 育 長 高 橋 仁

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表第九号2中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

別表第三第二十三の項中「二十万円」を「四十万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第2号

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県教育委員会

教 育 長 高 橋 仁

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

事務職員等研修規程（昭和五十二年宮城県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四種」を「五種」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を

同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前

に次の一号を加える。

一 職場内研修 職員の日常業務を通じて、その職務を遂行する上で必要な知識及び技能の修得並

びに一般教養の向上を図るために所属長が行う研修

別表第一の項1中「実務」を削り、同項中7及び8を削り、6を7とし、同項5中「事務次長」

を「新任事務次長」に改め、同項中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 新任事務室長研修

県立学校の事務室長に発令された者

別表第三の項1中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同項中2を削り、3を

2とし、4を3とし、同項に次のように加える。

4 労務職員研修

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第一号）の適用を受ける者

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第九号

平成十七年宮城県教育委員会告示第十一号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規

則（平成十七年宮城県規則第七十七号）第四条第一項の規定に基づく告示）の一部を次のように改正

し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

「宮城県・仙台市公立学校教員採用願書」を「宮城県公立学校教員採用願書」に改める。